

三重労働局  
奈良労働局  
和歌山労働局  
発表  
平成24年9月7日

担 当	三重労働局労働基準部監督課 課長 田村 裕之 労働基準監督官 中島 亮 電話 059-226-2106
	奈良労働局労働基準部監督課 課長 若林 和也 主任監察監督官 的場 基泰 電話 0742-32-0204
	和歌山労働局労働基準部監督課 課長 友住弘一郎 監察監督官 坂上 尚弘 電話 073-488-1150

## 三重労働局・奈良労働局・和歌山労働局が合同で台風 被害の復旧工事に係る一斉監督を実施

三重労働局・奈良労働局・和歌山労働局の3つの労働局は、合同で、平成23年台風12号により甚大な被害が生じた紀伊山地を管轄する労働基準監督署（三重1署・奈良2署・和歌山3署）において災害復旧工事に対する一斉監督<sup>\*1</sup>を実施しました。

その結果、平成24年8月1日から31日までの間に災害復旧工事に係る124現場に対し監督を実施し、そのうち、法違反については是正勧告<sup>\*2</sup>を行った件数は70現場（56.5%）にのぼりました。

また、法違反の内容としては、建設機械等の重機に関する違反が39件で最も多く、以下、墜落・転落防止に関する違反が33件、元請業者等の責務に関する違反が24件となりました。

災害復旧工事は、崩壊等による地盤の緩みや施工困難箇所での作業など、労働災害が多発するおそれがあることに加え、今後は台風の到来も想定されることから、三重労働局・奈良労働局・和歌山労働局では、引き続き土砂崩壊災害、重機災害、墜落転落災害の防止を重点目標として、災害復旧工事現場に対する積極的な監督指導を実施するとともに、安全パトロール等において本件一斉監督結果を活用し、施工業者等に対し安全措置の確保や台風シーズンにおける作業上の注意を広く呼び掛けることとしています。

\*1 労働基準監督官が現場に赴き実地に調査・指導を行うもの。

\*2 労働基準監督官が臨検監督等において労働関係法令違反を認めた場合、是正期日を定めて書面による是正勧告を行った上で、是正確認を行うこととしている。

## 1 一斉監督実施状況の概要

平成23年台風12号により甚大な被害が生じた紀伊山地を管轄する労働基準監督署（三重局熊野署・奈良局桜井署・同大淀署・和歌山局御坊署・同田辺署・同新宮署の計6署）により、平成24年8月1日から31日までの間に災害復旧工事に係る124現場に対し監督を実施し、そのうち、法違反については是正勧告を行った件数は70現場（56.5%）にのぼりました（表1）。

また、そのうち、労働災害発生の急迫した危険がある等の違反があったとして、7現場に対して使用停止命令等の行政処分\*3を行いました。

\*3 安全措置を講じるまで労働災害発生の急迫した危険のある場所での作業を禁止すること等。

表1 災害復旧工事に係る一斉監督結果

	合計	三重局	奈良局	和歌山局
一斉監督現場数	124	36	31	57
違反現場数	70	17	23	30
違反率	56.5%	47.2%	74.2%	52.6%
使用停止命令等現場数	7	3	0	4

## 2 主要な事項別の違反状況

法違反が認められた事項のうち、最も多かったのは建設機械等の重機に関する違反であり、39件でした。以下、墜落・転落防止に関する違反33件、元請業者等の責務に関する違反24件と続いています。（図1、表2及び表3参照）

図1 主要事項別の違反状況

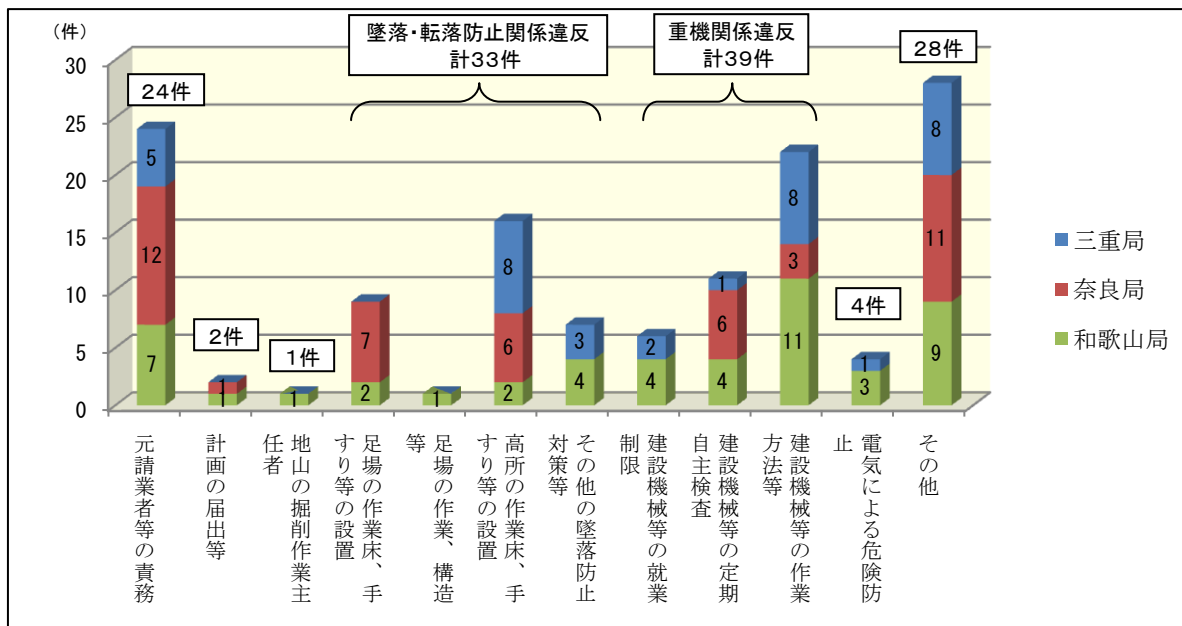


表2 主要事項別違反件数

(件)		合計	三重局	奈良局	和歌山局
元請業者等の責務		24	5	12	7
計画の届出等		2	0	1	1
地山の掘削作業主任者		1	0	0	1
墜落・転落災害防止	足場の作業床、手すり等の設置	9	0	7	2
	足場の作業、構造等	1	0	0	1
	高所の作業床、手すり等の設置	16	8	6	2
	その他の墜落防止対策等	7	3	0	4
重機関係	建設機械等の就業制限	6	2	0	4
	建設機械等の定期自主検査	11	1	6	4
	建設機械等の作業方法等	22	8	3	11
電気による危険防止		4	1	0	3
その他		28	8	11	9

\* 1つの現場で複数の違反を指摘する場合があるため、違反件数と監督現場数は一致しない。

表3 主な違反事例

\*安衛法：労働安全衛生法 安衛則：労働安全衛生規則

事項	主な違反事例
高所からの墜落防止 (安衛法 21 条・安衛則 519 条)	・高さ 2 メートル以上の作業場所について、墜落防止用の囲いや手すり等を設けていない。
昇降設備の設置 (安衛法 21 条・安衛則 526 条)	・高さが 1.5 メートルを超える箇所での作業について、安全に昇降するための設備等を設けていない。
はしご道 (安衛法 21 条・安衛則 556 条)	・はしご道について、法令に適合した構造のものを使用していない。
建設機械の接触の防止 (安衛法 20 条・安衛則 158 条)	・ドラグショベル等の建設機械を用いた作業において、労働者が機械に接触することを防止するための措置を講じていない。
建設機械の作業計画 (安衛法 20 条・安衛則 155 条)	・建設機械を用いた作業について、転倒や地山の崩壊等による危険を防止するための作業計画を定めていない。
建設機械の用途外使用 (安衛法 20 条・安衛則 164 条)	・本来は掘削用機械であるドラグショベルを荷のつり上げ作業に使用するなど、建設機械の用途外の使用を行っている。
建設機械の就業制限 (安衛法 61 条)	・法定の資格を有しない者に建設機械の運転業務を行わせている。
定期自主検査 (安衛法 45 条・安衛則 169 条の 2)	・建設機械について、法令で定められた検査を行っていない。